

京丹後市企業移転・移住支援金制度 のご案内

目次

1	趣旨	2
2	支援内容	2
3	支援対象者	2
4	支援金の額	2
5	手続きの流れ	3
6	事業所指定申請について	4
7	指定事業所等の届出内容変更について	4
8	支援金交付決定について	4
9	交付決定について	5
10	現況届について	5
11	申請内容の変更、休止または中止について	5
12	交付の取り消し、返還について	5
13	書類の提出先、お問い合わせ先	5

1 趣旨

本市への移住の促進および地域の活力の創出を図るため、本市へ本社を移転、または事業所を設置し、かつ、代表者または正規雇用者のうち 3 人以上が移住する企業に対し支援金を交付します。

2 支援内容

- (1) 事業所等移転・設置支援
本社の移転または事業所の設置に係る支援
- (2) 移住支援
事業所等の代表者または正規雇用者、あわせて 3 人以上の移住に係る支援

3 支援対象者

次の(1)～(4)すべてを満たす事業者が対象です。

- (1)法務局への登記を要する本社又は支店その他の事業所を設置する者
- (2)令和3年4月1日以降に本市に事業所等に移転または設置し、事業所等に移転又は設置した日から**5年間以上継続して**事業を営む意思を有する者
- (3)新しい事業所等に勤務する代表者または正規雇用者、あわせて3人以上が本市に移住し、移住した人数が、当初から**5年間下回らないこと**
※正規雇用者3人の移住でもよい
※正規雇用者のうち代表者の3親等以内の親族は移住した人数にカウントできない
(P6 参照)
- (4)市税等の滞納のない者
※市税等とは…京丹後市税条例(平成16年条例第80号)第3条に規定する市税、同条例第19条に規定する延滞金および同条例第21条に規定する督促手数料

【対象外】

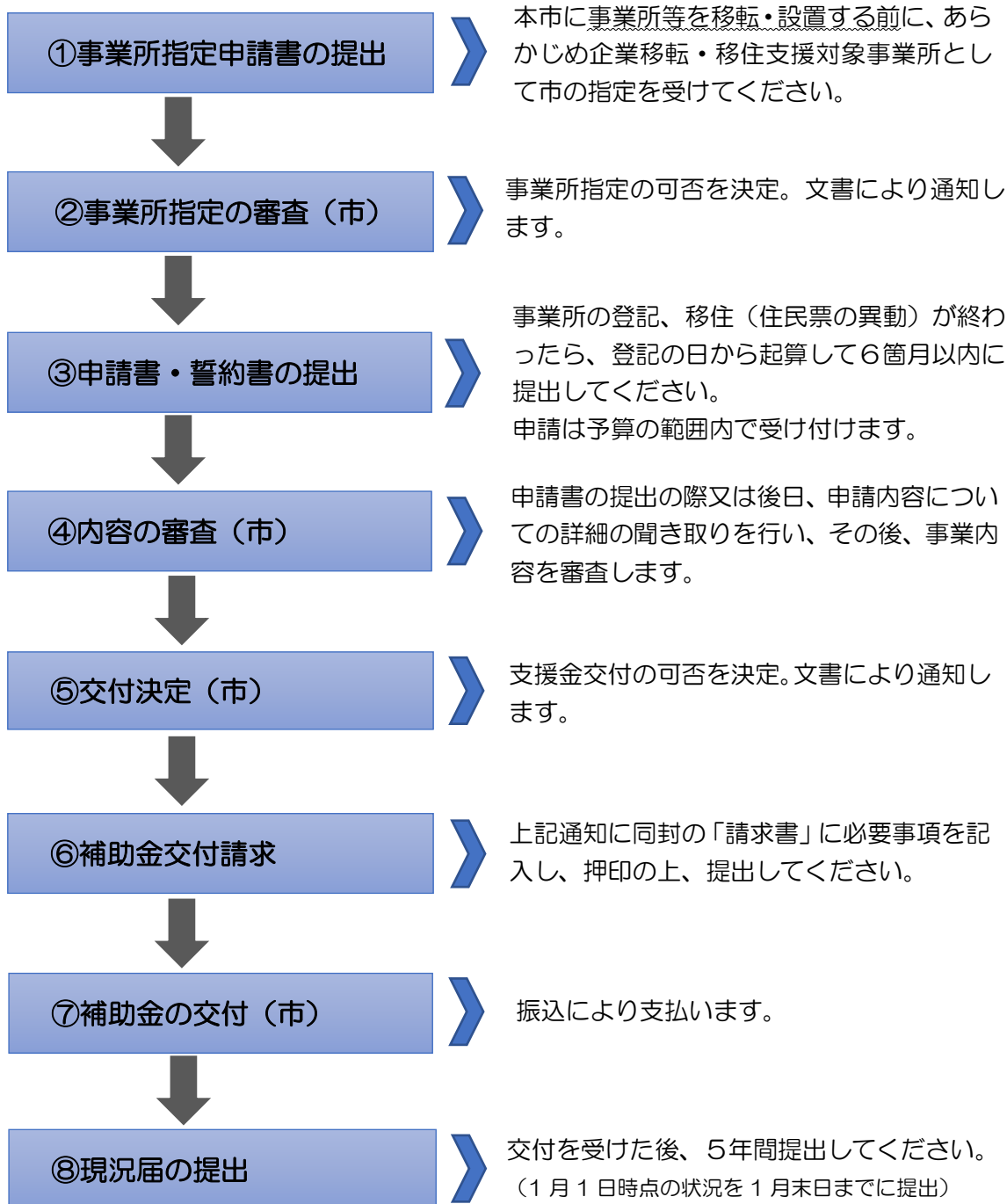
- ・京丹後市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等である者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- ・政治団体、宗教法人

4 支援金の額

- (1)事業所等移転・設置支援
1事業所等につき300万円
- (2)移住支援
移住した代表者または正規雇用者(あわせて3人以上) **1人につき40万円**
⇒3人の移住が条件のため、40万円×3人=最低120万円
※新しい事業所等を設置した日(基準日)の前3か月、後6か月までに移住した者

に限る

5 手続きの流れ



(注意)

「事業所指定申請書の記載事項に変更があったとき」または「事業所等の移転または設置を休止または中止したとき」は「指定事業所の事業変更等届出書」の提出が必要です。

6 事業所指定申請について

事業所等に移転・設置する前に提出ください

提出物	添付書類	確認欄
様式第1号 事業所指定申請書	定款	
	登記事項証明書	
	事業計画書	
	事業所の建築および土地にかかる図面	
	法人税の納税証明書	
	賃借対照表、損益計算書、 キャッシュフロー計算書（株主資本等変動計算書）	

7 指定事業所等の届出内容変更について

市より指定を受けた事業所で次のいずれかに該当する場合、提出ください。

- (1) 事業所指定申請書の記載事項に変更があったとき
- (2) 事業所等の移転または設置を休止し、または中止したとき

提出物	添付書類	確認欄
様式第4号 指定事業所の事業変更等届出書	事業変更等の日および内容を確認するにあたり参考となる書類	

8 支援金交付申請について

事業所等の登記、移住（住民票の異動）後に申請ください

※提出期限：基準日から起算して6箇月後の末日まで。

ただし、基準日から起算して6箇月後の末日が、基準日の属する年度の末日を超える場合は、その翌年度に申請することができます。

提出物	添付書類	確認欄
様式第6号 京丹後市企業移転・移住支援金交付申請書	法人登記簿の写し	
	京丹後市税条例（平成16年条例第80号）第36条の2第8項の規定により申告されたことを明らかにする書類（法人設立・開設・異動届出書の写し）	
	京丹後市企業移転・移住支援金の交付申請に関する誓約書 様式第7号	
	京丹後市へ移住した代表者または正規雇用者全員の住民票の写し	
	京丹後市へ移住した正規雇用者全員の在職証明書	

9 交付決定について

内容の審査を経て交付の決定を行います。審査結果によっては、採択されない可能性があります。また、支援金の交付決定については、予算の範囲内において行います。そのため、申請件数が多いなどの理由により支援金の額が予算を超える場合等においては、交付決定額が各事業の上限額に達しなかったり、採択されない場合があります。

10 現況届について

交付を受けたあと5年間は基準日以後の1月1日における状況の届出が必要です。

提出物	添付書類	確認欄
様式第10号 京丹後市企業移転・ 移住支援金現況届	京丹後市へ移住した代表者または正規雇用者全員のリスト 京丹後市へ移住した正規雇用者全員の在籍証明書	

11 申請内容の変更、休止または中止について

事業所が次のいずれかに該当する場合、提出ください。

- (1) 交付申請書に記載した事項に変更が生じたとき
- (2) 基準日から起算して5年を経過するまでに事業所を廃止し、またはその操業を中止したとき

提出物	添付書類	確認欄
様式第11号 事業所の事業変更等届出書	事業変更等の日および内容を確認するにあたり参考となる書類	

12 交付の取り消し、返還について

次の内容に該当する場合、支援金交付の決定を取り消します。

- (1) 新しい事業所等を設置した日（基準日）から5年を経過する日までに、事業所等を市外へ移転したとき、または事業を廃止したとき
- (2) 移住支援事業の交付申請をした日から5年を経過する日までに、移住支援金の決定を受けた移住者の人数を下回ることとなったとき
※その期間が1箇月を超えない期間において、市長が合理的な理由があると認める場合を除く

13 書類の提出先、お問い合わせ先

〒629-3101 京丹後市網野町網野385-1
京丹後市役所商工観光部商工振興課 企業・雇用対策係
電話：69-0440 ファクス：72-2030

(参考)

代表者の3親等以内の親族図

